

件 名	亀山市議会委員会条例の一部を 改正する条例	議会事務局 議事調査課
1 制定・改廃の背景と趣旨 議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。 今般、会派構成の変更に伴い、内規に基づき選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 議会運営委員会の委員の定数を5人（現行6人）に改めます。 <第4条関係> 3 その他 施行日は、公布の日とします。		